

第九十三回国
参議院文教委員会
會議録第一号

昭和五十五年十月十六日(木曜日)
午前十四時四分開会

委員氏名

委員長 降矢 敬義君
理事 大島 友治君
理事 世耕 政隆君
理事 粕谷 照美君
理事 佐藤 昭夫君
理事 井上 裕君
理事 山東 昭子君
理事 田沢 智治君
理事 内藤 三郎君
理事 仲川 幸男君
理事 藤井 丙午君
理事 松浦 功君
理事 吉田 実君
理事 小野 明君
理事 勝又 武一君
理事 本岡 昭次君
理事 柏原 ヤス君
理事 高木 健太郎君
理事 小西 博行君
理事 秋山 長造君

出席者は左のとおり。

委員長 降矢 敬義君
理事 大島 友治君
理事 世耕 政隆君
理事 粕谷 照美君
理事 佐藤 昭夫君
理事 井上 裕君

国務大臣	文部大臣	田沢 智治君
政府委員	文部政務次官	内藤 三郎君
	文部大臣官房長	仲川 幸男君
	文部省初等中等教育局長	松浦 功君
	文部省大学局長	小野 明君
	文部省学術国際局長	本岡 昭次君
	文部省社会教育局長	粕谷 照美君
	文部省管理局長	高木 健太郎君
	文化庁長官	小西 博行君
	文化庁次長	井上 裕君
事務局側	常任委員会専門員	瀬 嘉衛君

- 調査承認要求に付した案件
- 派遣委員の報告
- 教育、文化及び学術に関する調査(文教行政の諸施策に関する件)

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会

を開会いたします。
まず、調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、教育、文化及び学術に関する調査を行うこととし、この旨の調査承認要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(降矢敬義君) 次に、派遣委員の報告に関する件を議題といたします。

第九十二回国会閉会中、本委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員より報告を聴取いたします。

まず、第一班の御報告をお願いします。柏原ヤス君。

○柏原ヤス君 去る九月九日から十一日までの三日間、私も第一班は、山形、福島両県に派遣されましたので、その調査結果の概要を御報告申し上げます。

第一班の派遣委員は、降矢敬義委員長、世耕政隆理事、粕谷照美理事、小野明委員と私、柏原ヤスでございます。

まず第一日は、山形県庁において知事、教育長等より県全般の教育行政の状況あるいは今後の施策などについてお話を伺った後、県下唯一の大

学である国立山形大学を訪れ、特に、新設されて間もない医学部や附属病院を視察いたしました。次いで、山形県最大のマンモス校である山形市の鈴川小学校において、過大過密校の実態とその抱えている問題についてつぶさに調査し、最後に、県内屈指の文化財の宝庫である慈恩寺を訪れ、文化財保存の状況を見ました。

第二日は、昨年の養護学校義務化と同時に開校した精神薄弱児が通学する新庄養護学校を視察した後、山形を後にして福島県に入り、県庁において同県の教育概況あるいは国に対する要望について説明を受けました。

第三日は、まず、教育、経済両学部が移転統合中である国立福島大学を訪れ、まだ建設のつち音も聞かぬ新キャンパスの諸施設を視察するとともに、統合後の整備計画などについて、学長以下大学関係者と質疑応答を交わしました。その後、全寮制の県立福島農蚕高校において、あすの農業を背負う生徒たちの若々しい息吹に触れた後、最後に、県民文化の振興向上に大きな役割りを果たしている県文化センターを見学し、調査の全日程を終了して帰途についたのであります。

以上の各視察箇所においてなされた説明、あるいは要望の内容の詳細につきましては、本日の会議録の末尾に掲載予定の文書報告によって御承知いただきたいと思います。

ここでは、その中で、特に現地で強調された問題、要望あるいは私どもにとって印象深かったことについて、簡単に御報告させていただきます。

その第一点は、ここ数年続くと見られる高校進学率急減の問題であります。これは、山形、福島両県でいずれも当面の最大の課題として強調されており、ひのえうまの年に生まれた生徒が入学する昭和五十七年度までのわずが二カ年度で、対五

十五年度比で、山形県では約千九百名、福島県では何と約四千五百名の減が予想されておるのであります。地域によっては二十人、三十人の学級も出てくるということですが、昭和五十八年度には、反動で再び進学者増となりますので、県としては高校の統廃合や教職員の人員整理は何としても避けたいとのことでした。

このような状況は、両県だけに特有のものではないはずであります。急減地域の高校の学級編制基準の引き下げや教職員定数の急減緩和の措置など、国としての早急な対応の必要性を痛感した次第でございます。

第二点は、地元の大学の充実を望む声が非常に強かったこととあります。具体的には、特に、現在二つの学部しかない福島大学の人文系、理工系双方の学部新設について、県と大学から強い要望を受けてまいりました。

地方の時代と言われ、魅力ある地方都市づくりが目指されている現在、学術・文化の核として地域住民が大学に期待するものはますます大きくなってまいります。これに対して、両大学においても、地域に開かれた大学づくりを第一の方針として、地元の文化や産業と直結した研究テーマの選定、公開講座の開催や社会人への門戸開放などに積極的に取り組んでおります。今後一層、地方大学の整備充実を図る必要があることを強く感じた次第であります。また、両県とも県内の大学の受け皿が小さいことが、進学率などに直接の影響を与えており、大学の誘致についても積極的な意向を持っていることが強調されておりました。

第三点としては、公立文教施設の問題がございました。すなわち、危険建物等に係る国庫補助事業量の拡大、補助率の引き上げ、耐力度点教引き上げ措置の恒久化などのほか、地方都市におけるドーナツ化現象の顕在化に伴って、校地取得費に対する財政特別措置を一般地域にも適用することなどについて強い要望がありました。

第四に注目したい点は、山形、福島両県ともに、地域住民の要望の高まりにこたえて、文化及

び体育・スポーツの振興と社会教育の充実を教育行政の柱としており、意欲的かつ多様な施策が構想されているのが印象的でした。国の援助措置の拡充が望まれるところであります。

そのほかでは、山形大学医学部における教育ベツドの不足、福島県立医科大学の運営及び移転にかかわる財政問題あるいは職業高校における定員割れなどが強調された問題点であるかと思ひます。

以上、簡単に御報告申し上げましたが、この調査結果が、今後の本委員会の審議、ひいては国の諸施策に反映されることを願うものであります。最後に、この場をかりて、祝祭先の関係者の方方に改めてお礼を申し上げたいと存じます。

○委員長(降矢敬義君) 次に、第二班の御報告を願ひます。大島友治君。

○大島友治君 次に、長野県に派遣されました第二班の調査結果について、その概要を御報告申し上げます。

第二班の派遣委員は、山東昭子、田沢智治、本岡昭次、小西博行の各委員と私、大島友治でございます。

派遣期間は九月九日から十一日までの三日間。その第一日目は、まず県立長野西高校において、県立高校の危険校舎解消計画の実施状況を、次いで善光寺で国宝建造物の修理事業について調査を行いました。次に、県庁において県教育委員会、主要事業等についての説明と要望を聴取した後、県立長野図書館において、その事業概況及び県民文化会館の建設計画について説明を受けました。

第二日目は、長野養護学校において特殊教育の現状と問題点について認識を深めました。次いで、松代藩文武学校等を視察の後、信州大学本部において学長、各部長から地方国立大学の問題点、信州大学特有の事情等について説明と要望を受けました。

第三日目は、穂高町の諏訪美術館において、日本近代彫刻の父、荻原守衛の作品を鑑賞した後、国宝松本城天守、日本民俗資料館を視察し、調査

の全日程を終了いたしました。以上、各視察箇所の詳細については、會議録末尾に掲載予定の文書報告をごらんいただきたいと存じます。

長野県は、県域が広く、かつ地形上、各地域ごとに教育機関等を配置しなければならないのが特色であります。ここでは、県の教育施策と要望のうち、注目されるものの若干について御報告申し上げます。

まず、新学習指導要領の周知徹底を図るため、県が独自の指導書を作成し、各学校での教育課程編成の指導、助言を行っていることであります。特殊教育の関係では、義務制発足当初から小中学校との交流教育を重点施策として取り上げ、現在ではその提携校が八十校にも及んでおり、大きな成果を上げております。今後も拡大に努力したいとのこととあります。

高校教育の関係では、まず、高校整備第二次五年計画の実施による危険校舎の改築、不足面積の解消を進めており、また、高校間格差の縮小、特に農山村部高校の充実をねらいとした公立高校入試制度の改革に取り組んでおります。

最近における小中学生の非行の増加については、非行防止大綱を策定するとともに、対策委員会を設置するなどして、非行防止の徹底について取り組んでおります。また、暴走族追放のため、県民総ぐるみでの総合的な対策を推進している等でありました。

また、要望としては、既存の補助制度の拡充強化を図るほか、障害児の就学指導体制の確立を図るための特別な財政措置、また、先ほど第一班の報告で述べられましたような昭和五十六、五十七年度における高校生の急減対策、公民館分館及び類似施設の補助対象化、さらに、地方美術館充実のため、すぐれた美術品を購入する際の譲渡所得に対する非課税措置等がありました。

次に、信州大学においての説明及び要望中、主なるものについて御報告申し上げます。まず、人文、経済、理、医学部、教養部等があ

る松本のキャンパスは超過密状態にあり、この解決が急務であります。また、附属病院は、担当している地域が広く、かつ患者は重症者が多く、需要の実態に比してベツド数が足りない等、切実な状況にあるとのこととあります。

なお、薬学部、工学部建築工学科、心臓・血管病研究センター等の新設及び大学院博士課程の増設、附属病院における救急医療体制の整備、人文・社会科学系の学生一人当たり積算校費及び非実験の教官の研究費の大幅増額等について要望がありました。

以上、簡単に御報告いたしました。この調査結果が今後の本委員会の審議、ひいては国の諸施策に反映されることを願うものであります。

また、われわれの派遣の際は、折しも知事の辞任問題等の関係で、県当局は多忙であつたにもかかわらず、終始献身的な御協力をいただきました。他の視察先の関係者とも、この場をおかりしまして重ねて感謝申し上げます。

○委員長(降矢敬義君) ただいま御報告がございました両班から、別途詳細にわたる報告書が提出されておりますので、これを本日の會議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(降矢敬義君) 次に、教育、文化及び学術に関する調査を議題といたします。

田中文化大臣から、文教行政の諸施策について所信を聴取いたします。田中文化大臣。

○國務大臣(田中龍夫君) 今回、不肖私、文部大臣を拝命いたしました。つきまして、今後ともに委員会の皆さん方、よろしく御指導願ひます。

第九十三回国会におきまして文教各般の問題を御審議いただくに当たりまして、日ごろ考えておりますことの一端を申し上げます。

私は、文教の振興を図ることが国政の基本であ

ると考えております。特に、資源に乏しいわが国が、敢しさを増す内外の諸情勢の中で、世界各国との協調のもとに発展を続けてまいりますためには、たくましくかつ創造力のある、心身ともに健全で国際的に開かれた日本人の育成を期していくことが、今日、最も重要な課題であると確信をいたしております。

私は、このような認識の上に立ちまして、教育、学術、文化の振興に全力を挙げて取り組んでまいる決意でございます。

以下、当面いたします文教行政の諸問題について申し上げます。

第一は、学校教育の改善充実についてであります。

まず、初等中等教育につきましては、教育内容の改善及び教育に関する諸条件の整備が重要な課題であります。

ゆとりのある、しかも充実した学校生活を実現するために、小学校におきましては本年の四月から新学習指導要領による教育が実施されており、中学校及び高等学校につきましても順次新学習指導要領に移行する措置が講じられておるのであります。また、これにあわせまして、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数につきましては、本年度から第五次改善計画を発足させ、多年の懸案でありました小中学校の四十人学級の現実に着手するとともに、公立高等学校等の教職員定数につきましても、本年度から第四次改善計画を発足させ、習熟度別学級編制を実施するために必要な教員の確保等の改善を図るところでございます。今後とも、これらの改善計画の円滑な実施のため努力してまいる所存でございます。

私は、学校教育の成否を左右するものは、究極的には教員の力によるものと信じております。今後とも、教員の資質能力の向上と教員養成の充実に努めてまいります。

また、人間形成の基礎を培う幼稚園教育の普及充実、心身に障害を持つ児童生徒のための特殊教育の振興、児童生徒の健康の増進と体力の向上を

図るために体育指導、学校保健、学校給食、学校安全等の普及充実、公立の小・中・高等学校の施設の整備など各般の施策につきましても、一層の推進を図ってまいりたいと存じます。

次に、高等教育につきましては、その質的水準の向上と、地域的な不均衡の是正に重点を置いて、地方における国立大学の整備充実を図りますとともに、公立立大学に対します助成の充実等の施策を引き続いて推進いたし、全国的に均衡のとれた高等教育の発展を期してまいります。

また、かねてから創設準備を進めてまいりました放送大学につきましては、本年度にその設置主体となる「放送大学学園」を設立いたしまして、多年の課題でありました放送大学の創設を推進いたすこととし、放送大学が国民の期待にこたえ、十分成果を上げるものと相なりますよう最善の努力を払ってまいる所存でございます。

さらに、大学入試の改善、育英奨学事業の拡充につきましても、一層の努力をしてまいりたいと考えております。

私立学校の振興につきましては、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、私立大学等に対します経常費補助及び高等学校から幼稚園までの私立学校における経常費助成費補助を中心に一層の拡充を図り、また、専修学校につきましても、その特色を生かしました適切な振興方策につきまして引き続き配慮してまいりたいと考えております。

第二に、学術の振興と教育、学術、文化の国際交流の推進についてでございます。

学術研究の推進は、わが国のみならず世界の進展を支える上におきましてもきわめて重要であります。このために、世界に貢献し得る独創的、先駆的な学術研究の振興に努めるとともに、今日特に急務と相なっております核融合など各種エネルギーの研究開発を初め、地震予知、がん等の難病対策など社会、経済、国民生活に深いかわりを持つ重要な課題の解決に資する基礎研究の推進に格段の努力を払ってまいる考えであります。

私は、このたびベオグラードで開催されてお

ます第二十一回ユネスコ総会に出席いたしましたわが国の国際社会における地位とその果たすべき役割に対する世界各国の期待を目的の当たりにいたしまして、今後とも、教育、学術、文化の国際交流を積極的に推進すべく、決意を新たにいたした次第であります。特に、発展途上国の人づくりへの協力のための留学生の受け入れ、ユネスコを通じての協力等の諸施策の拡充、日米科学技術協力を初めとした諸外国との学術交流事業の拡充を図るほか、海外子女教育の推進にも力を尽くしてまいりたいと存じます。

第三に、社会教育、体育・スポーツ及び文化の振興についてでございます。

今日、国民一人一人がその生活を通じてみずからの向上を図り、スポーツや文化に親しみ、心豊かにして健康な生活を築きたいという願望はこれまでになく高まっております。これにこたえて必要な諸条件を整備していくことが重要な課題でございます。このために、国民の各層の要求に見合った学習の機会を提供すべく、また、広く国民が日常生活において体育・スポーツに親しむことができましますように、社会教育施設及び体育・スポーツ施設の整備充実、指導者の養成確保等に一層努力をしてまいります。

また、わが国は古来より美しい風土と自然に親しみつつ、すぐれた特色のある文化を形成してまいりましたが、このよき伝統文化を継承しつつ、新しい文化を創造していくことが現在のわれわれの使命でございます。このために、国民がすぐれた文化に接する機会が得られるようにするとともに

に、みずから、歴史と伝統に根差し、地域の特色を生かした新しい文化を創造していくような文化環境の醸成に意を用いてまいります。

わが国の教育、学術、文化の振興のために、文教委員各位の御協力と御支援を得て、微力ではございますが、全力を尽くしまして取り組んでまいる所存でございますので、何とぞよろしく御協力のほどをひとえにお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬義君) 以上で文部大臣の所信の聴取は終わりました。

派遣委員の報告に対する質疑及び文部大臣の所信に対する質疑は、これを次回に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時三十分散会

〔参照〕

文教委員会委員派遣第一班(山形県・福島県) 調査報告書

一、派遣目的 教育、学術及び文化財の保護に関する実情調査

二、派遣委員 委員長 降矢 敬義
理事 世 耕 政 隆
理事 粕 谷 照 美
委員 小 野 明
委員 柏 原 ヤ ス

三、派遣地 山形県及び福島県

四、派遣期間 昭和五十五年九月九日(火)～一日(木)

五、派遣日程

月 日(曜)	発 地	着 地	視 察 簡 所	宿 泊 地
九月九日(火)	東京	天 童	山形県 ○山形県庁(県勢、教育事情及び要望事項の説明聴取) ○山形大学 ○山形市立鈴川小学校	天 童

九月一日(水)	天童 福島	〇慈恵寺
		〇山形県立新庄養護学校
		〇福島県庁(県勢、教育事情及び要望事項の説明聴取)
九月二日(木)	福島 東京	〇福島大学
		〇福島県立福島農蚕高等学校
		〇福島県文化センター

六、調査の概要

(一)山形県

〇山形県の県勢、教育事情及び要望事項
県知事、教育長等から次のような説明及び要望が行われた。

1 県勢

本県の総面積は九、三二七㎢で全国の二・四九%を占め、第八位の広さである。

人口は一二五万一、〇〇〇人で全国総人口の一・〇九%を占め、第三二位であり(昭和四四年三月二日現在、昭和四九年に一九年ぶりに増加に転じたあと増加傾向をたどっているが、六五歳以上の高齢者が一一・一%を占め、全国平均(八・一%)、東北六県の平均(九・四%)をかなり上回る速度で高齢化が進んでいる(昭和五三年)。

産業構造は、第一次産業二七・七%、第二次産業二八・一%、第三次産業四四・二%である(昭和五二年)。一人当たり県民所得は一二二万五、〇〇〇円で、全国平均一四四万円の八四・四%である(昭和五三年度)。特に勤労者の一カ月平均の賃金が一八万四、〇〇〇円と全国の二三万五、〇〇〇円を大きく下回っている(昭和五三年、全国で四六位)点が特徴的であるが、これは誘致企業が多く、勤労者も若い層にかたよっていることによるものである。

財政力指数は〇・二七九三三となっており、全国順位は第三五位である。

2. 教育事情及び要望事項

昭和五五年度における本県の一般会計予算額は三、五〇二億六〇〇万円であり、うち教育関係予算額は八八八億八、五八七万七、〇〇〇円で二五・七%を占めている。なお、教育関係予算額の中で人件費の占める割合は八五・四%であり、投資的経費の占める割合は七・九%である。

山形県は、県政運営の柱である「心ひろくたくましい県民の育成」を基調とし、本年度の教育行政の主要施策として、(i)学校教育の充実、(ii)学校教育環境の整備充実、(iii)社会教育の充実と文化の振興、(iv)体育・スポーツの振興と学校保健の充実、(v)私学の振興の五つを掲げ、その実現に取り組んでいる。

次に、本県がかかえている教育行政財政上の主な課題及びそれにとりあう国に対する要望の概要は以下のとおりである。

(1) 高校進学者の急減対策
本県の高校進学者は、進学者の上昇にもかかわらず昭和五〇年度頃から減少傾向にあるが、昭和五六年度及びヒノエウマの年に生まれた生徒が入学する昭和五七年度の両年度で対五五年度比約一、九〇〇人の急減が予想されており、このことは必然的に教職員の定数問題をもたらしこととなる。県としては、昭和五三年四月に高校整備対策室を設置する等、対応策を検討しているが、従来の学級数減による対応は限界をむかえようとしている。また、進学者急減が及ぼす影響は、県内七八校中一五校の私立高校に一層大であり、公立、私立の協調もふまえた対応策に苦慮しているとのことであった。

昭和五八年度以降は再び増加に転ずる見通しであり、県としては、地域の文化的役割を果たしている高校の統廃合、教職員の人員整理は何として避けたいということである。

国に対しては、こうした情勢をふまえて、昭和五六年度以降における進学者の急減地域の高校の学級編制基準の引下げと教職員定数の急減緩和の措置を講ずることが強く要望された。

(2) 公立文教施設の整備

本県の小・中学校施設の木造建物保有割合は三九・三%(全国二・〇%)、危険建物保有割合は九・一%(全国三・八%)と極めて高い(昭和五四年五月一日現在)。特に、一五万四、〇〇〇㎡に及ぶ危険建物の解消は、豪雪地帯である本県にとって緊要の課題であり、現在、昭和六〇年度を最終年度とした整備計画に基づき、計画的、重点的な整備の促進をはかっている。また、高校についても昭和六〇年度を目標とし、危険建物改築を中心とした施設整備計画を実施中である。

また、都市周辺の宅地化、いわゆるドーナツ化現象が進む中でマンモス校の分離新設、プレハブ校舎の解消等、さらには過疎地域の小規模校等の統合(現在一五市町村で統合を計画)などを緊急に進める必要がある。

このため、国庫負担(補助)事業量の拡大、各種財政援助特例措置の継続、危険建物改築基準(耐力度点数)緩和措置の恒久化、体育館の補助基準充、推進について要望を受けた。

(3) 大学進学者の向上
本県の高校進学者は年々上昇し、昭和五五年度では九五・七%と、全国平均九四・二%を上回り、全国第一位(東北六県で第一位)となっている。これに対し、大学進学者は減少傾向をたどり、昭和五五年度には二一・〇%と全国平均三九・九%を大幅に下回っており、特に女子の大学進学者は全国最低である。

これは、県内の大学が国立山形大学のみで東北六県では最も少ないことによるものであり、今後特に私立大学の誘致を積極的に推進したいとの意向が知事から述べられた。また、山形大学の整備拡充については、本年度、人文学部記念館の法学科(定員七〇名)の新設が実現したところであるが、さらに、地域社会の要望が強い(1)医学部附属病院の施設整備及び職員増員、(2)農学部附属演習林の整備、(3)教育実践指導センターの新設(教育学部)に関して要望が行われた。

(4) 私立学校の振興

本県の私学は、高校生徒の約二六%、幼稚園及び専修、各種学校の九〇%以上を占めており、その役割は重要であるが、県全体としての過疎化傾向は私学経営に少なからぬ影響を与えている。県としても、教育条件の維持向上、父母負担の軽減、学校経営の安定のため経常費助成等を行ってきたところであるが、国に対する要望として以下の三点があげられた。

(i) 私立高等学校過疎対策特別助成制度の継続実施及び拡充

(ii) 私立学校経常費助成の拡充

(iii) 私立専修、各種学校に対する県単独の経常費助成について、国庫補助制度の創設及び地方交付税算入

(5) 社会教育の充実
社会教育活動の拠点でもある公民館の設置状況は他県に比してかなり充実している(昭和五四年三月現在二五五館、東北平均二〇九館)。これを、従来の市町村段階の活動にとどまらず、広汎な社会教育活動の核として位置づけて各種施策を実施し、特に、高校開放成人講座の開講など社会学連携の強化、山形県生涯教育推進基金(財団法人)の育成など民間の活力導入に配慮していく方針である。

なお、市町村の派遣社会教育主事(スポーツ担当を含む)について、未だ一三市町村が未充足であり、国庫補助制度の継続、派遣人員の増員及び給与費補助率を一〇分の四から二分の一に還元す

ることが強く要望された。

(6) 体育・スポーツの振興

本県は雪国というハンデもあって県民のスポーツもスキー、バスケットボール等に偏しちがちなところがある。社会体育施設面では、全体としては全国並みであるが、野球場、テニスコート等については東北の一県平均をかなり下回っている。このため、現在、県野球場、プラスチックジャンプ台、親子スポーツ会館等を建設中であり、県立高校体育施設の開放、市町村体育施設建設費に対する県費助成などの諸施策を実施している。

また、県政の基本姿勢である「心ひろくたくましい県民の育成」「豊かな山形県づくり」の推進のため、昭和六五年以降最も早い時期に国民体育大会を招致する方針であり、現在、受入組織の整備、施設調査、選手強化など招致体制の整備と招致運動をすすめているところであり、開催実現について協力を要請された。

(7) その他

そのほか、説明を受けた点で主なものは以下のとおりである。

- (1) 本県の幼稚園就園率は五歳児で五一・〇％（全国平均六四・四％）とかなり低く、未設置市町村も一九町村と、県内四市町村の四割を越える。また、一一〇園のうち私立が九四園を占めている。このように公立幼稚園の設置が進まないのは、市町村が補助率の高い保育所を優先してきたためであるが、近年、就学前教育の重要性が叫ばれるにつれて入園希望者があふれている。このため、県として、昭和五七年度を目標に希望する全幼児が就園可能となる受け皿を整備することとし、県幼児教育推進協議会を設置して、保育所との適正配置、公・私立間の定員調整などの問題も含めて、その方策等を検討中である。
- (2) 文化の振興の一環として、本年度においては、県民が県の自然と歴史を容易に理解できるように一億七、〇〇〇万円の予算で県立博物館の展示替を行うほか、国指定重要文化財で

ある旧山形師範学校を教育資料館として整備し、一〇月に開館する予定である。

文化施設では、歴史民俗資料館が現在三カ所（東北平均六カ所）と立ち遅れており、今後の計画的整備が課題となっている。

(3) 学校給食実施状況については、小学校の完全給食実施率が九五・一％であるのに対し、中学校は五二・七％にとどまっており、しかも地域差が著しい（昭和五四年五月一日現在）。これは、弁当を持参する習慣が依然根強いものであるが、今後、未実施校に対する指導をさらに強化するとともに、本年度、山形県学校給食会（財団法人）に学校給食総合センターを設置し、野菜などの給食物資の良質、低廉かつ安定的な供給をはかっていく方針である。

○鈴川小学校

山形市の東北部、宅地化のすすむ鈴川地区（世帯数五、四一七）にある、四四学級、児童数一、八二四名（一学級平均四一・五名）の県下最大のマンモス校である。

校長、市教育長等から次のような説明、要望があった。

山形市は、市街地の拡大にともなう周辺部への人口流動が著しく、いわゆるドーナツ化現象が生じており、三〇万都市を目指すにあたって、学校の適正配置及び規模の適正化の必要にせまられている。最大の課題はやはり用地取得であり、国の財政措置の拡充、土地提供者に対する税制面の優遇措置の拡大が強く要望された。本校も来年度には六〇〇名を分離し、隣接のマンモス校と児童を出し合い形で一校が新設されることとなっているが、現在あらゆる施設が国の基準を大きく下回っている状態にある（不足面積は、校地一万九、一三六㎡、校舎二、八八二㎡、運動場七、三八三㎡、体育館五四九㎡）。

本校は、「二世紀に活躍する子どもの育成」「地域社会への貢献」などの経営方針を掲げ、過大過密校として、コミュニケーションの確保に配慮

しつつ、学年協同経営を積極的にすすめるなど指導の効率化を図る一方、グループ学習を取り入れて子ども同士の教えあいを重視するなど、逆にそのメリットを生かすべく努力しているとのことであり、一連の説明によって、不利な条件のもとで教師が一体となって創意工夫し、学習、生活面での指導に取り組んでいることがうかがえた。

しかしながら、やはり過大過密校ゆえの限界も多く、経営上の課題として、人的側面では、(1)養護教諭二名の配置、(2)生活指導教諭の枠外配置、(3)司書の必要性、(4)経験豊かな優秀な教諭の等級格付、(5)教頭の複数化が指摘された。施設面では特別教室の不足が深刻であり、全学年が使用した場合、理科室では一時間に四・二六学級が入ることとなり、現行基準を見直して欲しいとのことであった。

また、教師の実感として、現在の小学校はいわば「低学年学校と高学年学校の同居」であり、校舎建築への配慮あるいは一部教科担任制の導入（独自に検討中）が必要ではないか、といった現場ならではの貴重な意見が聞かれた。

下校時の校内を見て回り、視覚設備が充実していること、手芸、将棋などのクラブ活動やグラウンドでの子どもたちが生き生きとしてしかも礼儀正しいことなどが印象的であったが、やはり教育環境全体の狭隘さを強く感じた。

○新庄養護学校

山形県の特設学校数は、昭和五四年五月一日現在、一五校（盲三、聾二、精神薄弱七、肢体不自由二、病弱一）、児童生徒数は九二二名である。教育費総額に対する特設学校関係投資額の占める割合は四・四四％と高く、生徒一人当たり教育費は全国で第五位である。

本校は、養護学校が義務化となった昭和五四年四月に、児童福祉施設である最上学園から分離する形で設置された精神薄弱児の小・中学部をもつ養護学校である。現在の児童生徒数は九〇名（うち尾花沢の新生学園分教室二二、最上学園学級九、訪問学級八）、教職員は六五名となっている。

豪雪地帯というハンデはあるが、自然の景観を生かした環境にしようしな校舎が建てられている。

校長、県教育長から今後の課題などについて次のような説明があった。

本校は経営の基本方針を「楽しく充実した、生きがいのもてる、地域に向かって開かれた学校づくり」と設定しているが、新設校であり、現在何よりも教育環境面の整備に迫られているというところである。

現在、中学部においては、週二、三回、東山焼、活版印刷、みやげものづくりなどの職場実習を行って職業教育に力を入れているが、昭和五四年度の卒業生のうち就職者はゼロであり、殆どが家庭に戻っている状況である。したがってできるだけ早期に高等部が設置されるよう切望しているとのことである。県側からも、特設教育関係では、義務化後の最大の課題は、職業訓練を行う社会福祉施設が受け入れる一八歳までのプランクをどうするかということであり、高等部及び援産所の設置を急がなければならないとの意向が示された。文部省、関係各省の積極的な対応が望まれるところである。

寮母の不足も深刻である。現在四九名の児童・生徒に対して一〇名（男一、女九）で運営しているが、標準法どおりであるとはいえず、女性が殆どでは、とりわけ宿直の確保ができない状態である。

訪問教育には現在、学校退職者ら三名が非常勤講師としてあたっているが、マイカーを利用して精力的に巡回しており、その努力、ボランティア精神には、何らかの形で報いる必要があることとであった。

就学指導については、県及び市の就学指導委員会と現場の三者の協議によって行われているが、IQが五〇前後のボーダーライン上の子どもとの間では多少の判断の食い違いが生じることがあるとのことであった。真に子どもたちの将来を考えたいきとどいた就学指導が必要であることをあら

ためて感じた。

なお、県側から、スクールバスの運営関係費（人件費、ガソリン代等）について、国の補助を新設されたとの要望があった。

○慈恵寺

瑞宝山・慈恵寺は寒河江市にあり、弥勒堂（本堂）を中心とした三院四八坊（現在は二六坊）からなる一山寺院である。寺伝によれば、聖武・鳥羽・後白河帝の勅願所であり、神元元年（七二四）に行基がこの地を選び、天平一八年（七四六）、波羅門僧上が開基したという。鎌倉時代以後は寒河江・大江氏、山形・最上氏の保護を受けて栄え、江戸時代は幕府から二、八〇〇石余の朱印を与えられた。三院の宗教は天台、真言両宗であったが、戦後、宗教法人として独立して慈恵宗となっている。

本堂が重要文化財建造物として国の指定を受けているほか、木造の阿弥陀坐像（国指定）、弥勒菩薩坐像（県指定）など平泉・中尊寺に次ぐ八〇体余の仏像、釣灯籠（県指定）、南窓慈馬（市指定）など数多くの文化財を有している。

本堂は幾度かの火災で焼失した後、天和元年（一六一八）に再建されたものであり、桁行七間梁間五間、入母屋造、茅葺の豪壮なものである。特に三〇〇㎡にも及ぶ茅の一本葺の屋根は全国でも類をみないもので、銅板にのこ声もあつたが、昭和五一年に国庫補助事業として葺替が行われている。現在かかえている問題は、木造が多い仏像群が虫食いなどによって修理の必要に迫られているが、一体に一〇〇万円以上を要し、県、市の補助だけでは思うにまかせぬ状態とのことである。保存修理に対する国の助成の拡充、保存技術や資材の伝承、確保の必要性を痛感した。

なお、寒河江市長から特に以下の要望を受けた。

(1) 寒河江市は、慈恵寺の文化財を保存、展示する資料博物館の建設を計画している（総工費一億五、〇〇〇万円）が、自治体の財政負担は極めて大きく、国の建設補助率を引き上げられたい。

(2) 現在、県指定文化財である旧西村山郡役所及び旧西村山郡会議事堂の移築・復元工事をすすめているが、洋風郡役所としては最古のものであり、その文化財的価値は極めて高く、復元後は国の重要文化財として指定されたい。

○山形大学

本学は、六学部（人文学部、教育学部、理学部、医学部、工学部、農学部）、教養部、大学院修士課程（理学研究科、工学研究科、農学研究科）、同博士課程（医学研究科）、専攻科（人文専攻科、教育専攻科）、看護教諭特別科及び併設の工業短期大学部から構成されており、所在地は、山形市内のほか、工学部及び工業短期大学部は米沢市、農学部は鶴岡市である。昭和五十五年五月一日現在、教職員一、七七三名（定員一、八三三名）、学生数は学部五、八八三名（定員五、八六〇名）、大学院一、六二一名（定員三八〇名）となっている（学生数のうち女子は学部一、一九四名、大学院三名）。

本学は「開かれた大学づくり」を目指し、地域社会に即した学問研究をその教育研究方針としており、県内唯一の大学として、その果たしている役割は極めて大きく、県民の期待もなみなならぬものであることを痛感した。

なお、県内高校出身者が入学する割合は昭和五四年で四五・三％であるが、教育学部では八〇％を占める一方、医学部においては、若干の上昇はあるものの過去六年間の平均が一二％とかなり低い。また、就職決定者の県内残留率は三七・四％であり、教育学部が七〇％以上と最も高く、次いで医学部が六〇％以上となっているがこれについては最終的に残留する者はかなり少ないとみられる。工学部が一五％と最低であるが、近年率が上昇しており地元志向が強まっている。

学長、各部長等から、大学の現状、特色、今後の課題、要望について次のような説明があった。

(1) 附属施設の充実

現在、特色ある附属施設としては、附属博物館、保健管理センターがある。附属博物館におい

ては、縄文中期の土器、本県の県花であり特産である紅花（べにばな）の江戸時代の取引文書などを展示しており、それらを教育研究材料として活用し利用するほか、講演会を開催する等広く県民の利用に供している。保健管理センターは昭和四四年に設置され、学生の心身両面の健康管理に大きな役割を果たしている。特に、入学者で精神的な疾患を有している者に対しては積極的な面接、診断を行って早期治療を図っており、ここ数年著しい成果をあげている。

今後は、特に、地域社会の要請を積極的に吸いあげ、反映させることに重点をおいて施設の整備を図りたいとの意向が示された。

(2) 人文系学部の拡充

現在、本学の人文系学部は、文、法、経の三学科からなる人文学部（定員七七〇名）のみである。昭和五四年には経済学科の定員が二〇名増員され、本年度は法学科が設置される等、若干の進展をみえたところであるが、まだ、バランスのとれた学部構成とはいえない。近年、理工系学部を重視してきた戦後の国立大学政策の見直しが行われ、地方国立大学に総合大学化を目指す動きが高まっており、今後、本学としても、さらに県民の要望の吸収につとめ、人文系学部の拡充については、特に、学際的領域の充実について配慮したいとのことである。

(3) 公開講座の充実

「開かれた大学づくり」の一環として、本学は県民を対象として公開講座を開いている。昭和五四年（第三回）には、のべ一〇日間におわたって、「社会科学と人間」をテーマに、著名な文学作品に登場する人物を素材として多くの人間の姿や時代背景の解説を行ったが、受講者は募集定員一五〇名に対して過去最高の二八三名にのぼった。講師陣も年々強化している。

地域社会との相互交流、生涯教育への貢献を目指すこのような大学の姿勢に対応する国の積極的な予算措置が望まれる。

次に医学部において、学部長、附属病院長等から次のような説明があった。

本学部は、地域医療の充実及び円滑化の声が高まる中、昭和四三年の山形大学医学部設立準備委員会の発足により本格的な設置推進運動が展開され、国の無医大県解消計画と相まって昭和四八年九月に設置された。附属病院は昭和五一年に設置されている。また本年度には附属動物実験施設が設置されたが、約八、〇〇〇の実験動物を有しており、全国でも貴重な実験施設としてその成果が期待されている。なお、現在、関連教育病院である県立中央病院において約一〇％の臨床教育を行っている。

現在の講座数は三〇講座（基礎一四、臨床一六）であり、教職員数は二二一名（定員二四一名）、学生数は学部六六〇名（定員六四〇名）、大学院三三名（定員六〇名）となっている。昭和五三、五四両年度で計一八一名の卒業生を出しているが、国家試験合格率は九二％で、国立大学平均約八三％を上回っている。

附属病院は、三三〇床でスタートし現在一七診療科、六〇三床を有し、教職員数は五八二名（定員五八六名）であり、事務部は学部と一本化されている。ベッド占有率は約八〇％、外来患者は一日平均約四〇〇名である。

現在かかえている問題として、教育ベッドの不足があげられた。現行基準では八〇〇床必要であるが、現在は関連教育病院の二〇〇床とあわせて基準を満たす状態であり、特に整形外科、耳鼻咽喉科などの臨床教育に支障をきたしており、県の要請も強いこととあわせて、ベッド数の充足とそれにもなる教職員の増員が強く要望された。また病理解剖については、献体団体の白雪会の協力を得ており、昭和五四年度の学生一人当たり解剖体は〇・二六、剖検率（病理解剖件数÷死亡患者数）は約六〇％となっているが、教官が不足しているとのことである。

病院の施設の中では、診断に画期的進歩をもたらしたという最新鋭の全身用コンピュータ断層撮

影装置(CT)、患者の歩行練習のための遊歩道が印象的であった。

〔福島県〕

○福島県の県勢、教育事情及び要望事項

副知事、教育長等から次のような説明及び要望が行われた。

1 県勢

本県の総面積は一万三、七八二平方メートルで全国の三・六八%を占め、北海道、岩手県に次ぐ広さである。人口は二〇二万五、〇〇〇人で全国総人口の一・七六%を占め、第七位であり(昭和五四年三月三十一日現在)、昭和四八年以降増加傾向にある。

産業構造は、第一次産業二五・五%、第二次産業三〇・九%、第三次産業四三・五%である(昭和五二年)。一人当たり県民所得は一二万五、〇〇〇円で、全国平均一三四万四、〇〇〇円の八三・七%であり、その全国順位は第三十六位である(昭和五二年)。

財政力指数は〇・三五三三七となっており、全国順位は第三〇位である。

2 教育事情及び要望事項

昭和五五年年度の教育関係予算額は一、四一七億五、〇八八万七、〇〇〇円で、県一般会計予算額四、八八八億四、三三三万七、〇〇〇円の二九・〇%を占めている。なお、教育関係予算額の中で人件費の占める割合は八八・四%であり、投資的経費の占める割合は六・七%である。

福島県は、未来をひらく県民のための生涯教育の実現を目指し、「第二次福島県長期総合教育計画」(昭和五三・六年度)を策定しているが、その「第一期実施計画」(昭和五三・五年度)に基づき、本年度の重点施策を次のとおり設定し、計画的な推進を図っている。

(i) 県民の信頼と期待にこたえる学校教育の推進

(ii) 心身の障害に陥る養護教育の推進
(iii) あすをにやう青少年の健全育成の推進

(iv) すべての県民が自ら学習する社会教育の推進

(v) 健康と体力づくりを図る社会体育の推進

(vi) 豊かな心を育てる県民文化の推進

次に、本県がかかえている教育財政上の課題及びそれにとりなす国に対する要望の概要は以下のとおりである。

(1) 県立高校の新設及び高校進学者の急減対策
本県の高校進学率は、九二・二%と全国平均九四・二%を下回っている(昭和五五年)。また、過疎・過密化の進行によって高校の地域間の不均衡の著しくなっており、本年四月には福島市に福島東高校を開校するなど、その是正を図っていることである。高校新増設建物に対する国庫助成の拡充などが望まれている。

ところが、昭和五六、五七の両年度においては、いわゆるヒノエウマの影響で高校進学者が対五五年度比で約四、五〇〇人も減少し、二〇人、三〇人の学級も出てくるのが予想されている。県としては、地域実態に応じて学級数を減ずることも含めて対策を検討中であるが、昭和五八年度には、反動で逆に三、六三〇人の進学者が見込まれ、その後も増加傾向が続くので、激減期においても本年度の教職員数は何とか確保したいとのことである。山形県同様、現行標準法の再検討も含めた国としての対策が強く要望された。

(2) 公立文教施設の整備

本県においても、危険建物の計画的かつ大幅な解消、小規模校の教育効果の充実を図るための整備、児童生徒急増地域における学校の不足教室の解消などは大きな課題となっているが、市町村の財政負担は極めて大きく、国の財政援助について以下の要望があった。

(i) 危険対策対象範囲の拡大による全面改築、特殊教育諸学校及び幼稚園の整備など、国庫補助事業量の拡大

(ii) 小・中学校の危険建物の改築及び校舎・屋内運動場の新増築、幼稚園園舎の新増築策に対する国庫補助・負担率の引上げ

(iii) 危険建物の判定基準である耐力度点数の引上げ措置の恒久化

(iv) 児童生徒急増市町村の校地取得費に対する財政特別措置の一般地方公共団体への適用

(3) 大学の整備拡充

県内の大学は現在、国立福島大学(入学定員八七〇名)、県立福島医科大学(八〇)、私立郡山女子大学(二〇〇)及び私立東北歯科大学(二二〇)であるが、他県に比して、収容能力は低く、分野構成もかたよっているといわざるをえない。すなわち、大学進学率は昭和五五年度で二二・四%と東北六県では高い方であるが、地域収容率(一八歳人口に対する県内大学への入学人数)は六・八%と、全国平均二六・〇%、東北平均一一・三%を大きく下回っており、また、地域残留率(県内高校を卒業した大学入学者のうち、県内大学へ入学した者の割合)をみると、全国平均が三七・四%、東北平均が二七・〇%であるのに対し、一三・二%にすぎない。

魅力ある地方都市づくりのためには大学は核として欠かれない存在である。このような状況を打開するため、当面、県としては、福島大学の学部増設及び大学の誘致を是非実現したいとのことである。

福島大学は現在、国立大学としては全国でも五大学のみという二学部(教育・経済)だけの構成であるが、県の文教関係の中心施設にふさわしく、同大学を総合大学化することは県民の強い要望である。昭和五四年度には、人文社会科学部構想に対して調査費の配分を受け、大学側の構想もまとまったところであり、昭和五六年度開設を是非実現されたいとの要望があり、別途、知事名の陳情書が手渡された。なお、理工系学部の設置についても強い要望を受けた。

また、地域の特性を生かした均衡ある発展と就学機会の均衡を図るため、県内の各地域に大学を誘致する構想のもとに、現在、地場産業を有する会津若松市に美術工芸関係の大学を、臨海工業地帯であり、昭和五四年度には国土庁からモデル地

区として委託をうけ立地調査も行いたいわけに理工系の大学を、それぞれ誘致する運動をすすめているとのことであり、協力を要請された。

(4) 福島県立医科大学の施設整備

福島県立医科大学及び附属病院は、現在、福島市の中心部にあるが、施設の老朽化(昭和二七年開設)、狭小化に加えて環境が悪化し、その機能を十分發揮し得ない状況にある。このため、昭和六〇年を目途に市中心部から南方へ七km離れた松川町浅川地区の三九haの敷地に全面移転するとともに、入学定員一〇〇名(現在八〇名)、三六講座(三三)、一八診療科(一五)、八三〇床(七三〇)の規模に整備拡充することとなっている。現在、基本設計を終え、用地買収をすすめている段階であるが、総額四〇〇億円に及ぶ経費は県財政にとつて極めて大きな負担である。

一県一医大設置は国家的施策であり、公平の見地からも国の強力な財政援助を切望しているとのことであり、具体的に以下の要望があった。

(i) 施設整備費に対する国庫補助制度の創設
(ii) 施設整備に対する地方債(政府資金)の枠の拡大

(iii) 地方債(一般単独事業債)の大学施設整備にかかる充当率及び附属病院にかかる基準単価の引上げ

また、経常経費に対する国の財政援助についても、(1)国庫補助の増額、(2)国庫補助対象経費の拡大(教員以外の専任職員給与費と専任教員の学術、研究旅費の算入)、(3)運営費に対する地方交付税算入額の増額の要望がなされた。

(5) 社会教育・文化施設の整備
現在、本県の施設数は、公民館二六六、図書館一七、博物館五、青少年教育施設一一、視聴覚ライブラリー二二などとなっているが、特に図書館については、未設置市がある現状であり、整備が遅れている。社会教育・文化施設の充実については、地域社会の要請は年々高まっており、市町村も整備を急いでいるが、県としても、その中核をなす施設として、老朽化した県立図書館の改築及び

新しく県立美術館、県立博物館を、それぞれ昭和五十九年度から昭和六一年度の開館を目途に建設する計画であり、現在、基本構想を策定中である（三館の総工費は約一〇〇億円が見込まれている）。

国に対しては、補助枠の拡大と補助金の増額が要望された。

(6) 体育施設の整備

現在、社会体育施設の数については、プール四九、体育館五三、運動広場六〇、柔剣道場二二、野球場・ソフトボール場三六、コート（テニス、バレー）一二四などとなっているが、なお県民の要請に十分応えられない状況である。昭和五十六年度においても、建設中の二県営体育館をはじめとした社会体育施設及び水泳プール、柔剣道場などの公立学校施設の整備のため、総額約四〇億七、三〇〇万円の事業を予定しているが、国費はそのうち約五億五、四〇〇万円にすぎず、地方財政がおかれている困難な状況のなかで県及び市町村の負担は大きい。国のさらに積極的な財政援助が要望された。

○福島農蚕高校

本校は、明治二十九年に福島県蚕業学校として創立された伝統ある農業学校であり、昭和四一年に自営者養成農業学校の指定を受け、全寮制の寄宿舎を有している。現在、農蚕科、農業科、園芸科、畜産科、生活科、農業土木科のほか、定時制課程の農業科が置かれている。四〇・二haの敷地内に、水田、果樹園、桑園、飼料園、放牧地などの実験実習地（三一・二ha）があるほか、一二・二haの採草地を有している。

校長からは次のような説明があった。

本校の教育目標は、農業近代化の担い手を養成することであるが、年々、志願者は減少しており、昭和五〇年度には定員三三〇名に対して四〇四名であったものが、本年度は三一四名とついに定員割れを生じた。また、在校生の父兄の職業は七一・四％が農業であるが、今春の卒業生のうち、自営農業従事者は一一・四％にすぎず、昭和五三

年度の二九・四％と比較しても激減している。大学・短大への進学者は二・五％であり、七〇％以上が就職している（農業関連は約三割）。世界的な食糧危機が叫ばれる中で、第一次産業を再認識するという立場で指導にあたっているが、現実とのギャップを痛感しているとのことであった。農業高校のあり方の再検討が迫られていることを感じた次第である。

寮教育は、自営者養成関係学科の一年生全員二八〇名と二年生の中から選抜した四〇名に対して行っており、寮教育と校内教育の一貫性を期して全教諭が舎監としてあたっているほか、寮母二名、カウンセラー一名などを置いている。経費は、副食費一八八〇円、寮費一、三〇〇円、主食として現物納入の玄米一八〇kg（女生徒は一五〇kg）であるが、県から一カ月当たり一人一、〇〇〇円の就学奨励金が交付されている。

説明のなかで畜舎などを視察したが、鶏の産卵調査（発育体重の変動と産卵率の関係の研究）などに取り組み生徒たちの真剣さ、ほとんど匂いのない清潔な環境が印象に残った。

○福島県文化センター

福島県文化センターは、県民文化の振興を目的とし、県の明治百年記念事業の一環として建設され、昭和四五年九月に落成開館した。客席約二、〇〇〇の大ホールなどがある文化会館、約四、〇〇〇点を所蔵する美術館、約九万一、〇〇〇点収蔵の歴史資料館で構成された、全国でも珍しい総合的な教育文化施設であり、財団法人として運営されているが、県からは委託費と補助金が出されている。

利用者は、昭和五四年度で三二万五、〇〇〇人、累計では約二六五万人を数え、各施設は年間を通じてフル回転している状況であり、県が計画の中である県立美術館、県立博物館の建設はむしろ歓迎しているとのことであった。文化関係全般の情勢誌「文化福島」（月刊）を発行するなど、その県民文化振興に果たしている役割はまさに大きいといえる。

なお、昭和五二年度から新たに遺跡調査課が設けられ、県の委託により、文化庁の補助も受けて県内の埋蔵文化財の発掘調査を行っているが、県面積が広く、農地開発事業も激増していることから、センターの職員定員五〇名のうち二〇名が調査を担当している現在、なお人員不足の状況であるという悩みが聞かれた。

○福島大学

本学は、二学部（教育学部、経済学部）、大学院修士課程（経済学研究科）、専攻科（教育専攻科）で構成されている。なお、併設の経済短期大学部（経営学科）は、昭和五三年度から経済学部に移転して募集を停止しており、昭和五五年度に法律上は廃止されている。昭和五五年五月一日現在、教職員四七二名（定員四八一一名）、学生数は、学部三、二五四名（定員三、二四〇名）、大学院四名（定員四四名）、専攻科三名（定員一五名）、経済短期大学部五七名となっている。女子学生は、学部八八一名、経済短期大学部四名である。学長、学部長等から、現在の状況、今後の課題、要望などについて次のような説明があった。

(1) 移転統合事業の実施

本学は、経済学部（福島市森合）、教育学部（福島市浜田町）が分散し、かつ敷地が狭隘なため、教育研究及び管理運営上支障があることから、昭和四六年一月、評議会の同意により福島市松川町（約四二ha）へ移転統合することを決定した。その後昭和五一年三月に約九億六、二〇〇万円で用地取得を行い、昭和五一年度から敷地造成工事に着手し、昭和五二、五三年度に教育学部校舎の建設を行って、昭和五四年八月、教育学部は移転を完了した。現在、経済学部は、昭和五六年度中に一部と図書館を建設中であるが、昭和五六年度中には経済学部の移転を完了する予定である。移転の過程においては、学内合意形成のため、専門委員会を設置して教員、職員、学生の三者間の十分な意見交換を行い、移転統合にありがちな学部同士の対立などもなかったとのことである。

の確保である。現在、東北本線金谷川駅から徒歩一分でキャンパスに入れるが、二時間に一本というダイヤではいかにも不便である。福島駅からバスも往復しているが、通学定期は国鉄の二、二〇〇円に対して一万一、五〇〇円と高く、学生も国鉄に期待しているとのことである。かねてから県、仙台鉄道管理局へ陳情を重ね、ダイヤ改正や駅ホームの延長など若干の改善はあったが、経済学部の移転を目前に控えており、早急に打開策が講じられるよう助力を要請された。

また学生寮は、全室が個室で五〇〇名を収容できるが、最終的には七五〇室が必要となる見込みである。

現在、サークルは七〇を数えるが、サークル室は一サークル当たり一坪という状態であり、学生の不満も強い。改善について強い要望があった。

(2) 学部の増設

移転統合事業完了後の最大の課題は、学部増設の実現である。

福島県における文教関係施設の中心として、本学の機能及び施設を充実して総合大学化を図ることとは、かねてからの念願であり、近年、県民の要望も一層強まってきている。

昭和五四年度予算で、山梨、三重、香川、鳥取の各大学とともに社会科学系学部新設のための調査費の配分を受けたことにより、本格的な学内検討をすすめる、定員二五名の社会文化学部（国際社会、地域社会、法と社会の三つのコースをもつ社会文化学科）の新設という構想をまとめるに至っている。新キャンパス内にも敷地を確保しており、昭和五六年度にも新設されることを期待しているとのことであった。

また、大学では、学部の増設に関する県民の意見の吸収に努めてきているが、県下の高校に対してアンケート調査を行ったところ、法学部、文学部とともに理工系学部を望む声が最も多かった。現在の国の地方国立大学整備の基本方針は人文社会科学系分野を充実することであるが、総合大学

化の必要条件として、近い将来理工系学部が増設されることを切望しているとのことであった。地域の実態・要請を十分にふまえた国の対応が望まれるところである。

(3) 教育研究旅費等基準的経費の充実
基準的経費の不足が指摘された。特に、学会、研究会等による研究活動が重要となつてきている現在、教官一人当たり研究旅費は年間約五万円程度であり、一回の学会出席しかできないとのことである。科学研究費補助金の配分を受ける教官はまだ恵まれているが、それも一〇人に一人程度である。

また、図書購入費についても飢餓感が強いとのことであった。教官の教育研究活動の実態に即し、物価上昇に見あった基準的経費の積算が必要である。

(4) 社会人への門戸開放
本学の特色の一つとして、社会人に大学の門戸を開く、経済学部における昼夜開講制がある。これは、昭和五三年度に、併設の経済短期大学

五、派遣日程
年月日(曜) 発地 着地 視察箇所 宿泊地
昭和五五年 九月九日(火) 東京 長野 県立長野西高等学校 長野
九月十日(水) 長野 松本 長野養護学校 松本
九月十一日(木) 松本 東京 敬山美術館、松本城天守、日本民俗資料館

部(三年制)を転換し、経済学部に変更して、経済学科一〇名、経営学科六〇名の「主として夜間に授業を行うコース」を設置しているが、入学定員の三分の一にあたる約六〇名について社会人を受け入れているものである。生涯学習のための教育機関としての性格を新しく大学に与えるという点で、注目すべき試みであるといえよう。

文教委員会委員派遣第二班(長野県調査報告書)の派遣目的は、教育、学術及び文化財の保護に関する実情調査である。

二、派遣委員 理事 大島 友治
委員 山田 昭子
同 田沢 智治
同 本岡 昭次
同 小西 博行
三、派遣地 長野県
四、派遣期間 昭和五十五年九月九日(火)～十一日(木)

1 県勢

長野県の面積は一万三、五八四km²で、日本総面積の三・六%を占め、都道府県中第四位である(昭和五四、一〇、一現在)。明治三三年頃つくられ、以来県民に広く愛唱され続けている「信濃の国」(本来は長野師範学校校歌。昭和四三年五月県歌と定められる)にうたわれているように、本県は十州(越後(新潟県)、上野(群馬県)、武蔵(埼玉県)、甲斐(山梨県)、駿河(静岡県)、遠江(三河(愛知県)、美濃、飛騨(岐阜県)及び越中(富山県))に境をつらね、東西二二〇km、南北約二二kmに及んでいる。しかも県内諸地域の間は山地によって隔てられ、分立の傾向もなしとしない。県域を北信、東信、中信及び南信の四ブロックに、または東北信、中南信の二ブロックに分けることが一般に行われている。この四ないし二ブロック分けは、各種教育施設等の県内配置を考えるうえでも重要な要素とされている。なお、北信とは、長野、須坂、飯山の各市を中心とする地方であり、東信とは、上田、小諸、佐久の各市の周辺である。中信には、松本、塩尻、大町の各市があり、南信は天龍川沿いの地方で、諏訪、伊那、飯田市などがあつた。県下の市町村数は、一七市、三八町、六八村である。

平均)。一般会計中に地方交付税の占める割合は、二二・一%である(昭和五三年度決算)。

2 教育事情

(1) 概況
長野県は明治九年に小学校就学率が全国一(六三・二%)を記録して以来、教育界の名が高い。ここで、今回の調査に関連した教育関係の統計を挙げると、まず、高校進学率が九六・四%(全国平均九四・〇%)である。また、大学進学率は、三七・〇%(全国平均三七・四%)である。幼稚園就園率は全国の六四・四%に対し、二三・〇%と低い(以上昭和五四、五、一現在)。これに対し、保育所在籍率は、六九・〇%(全国平均二五・四%)と極めて高い(昭和五三年度)。

博物館の数は、相当施設を含めて二四(他に類似施設九〇)。図書館の数は三三、公民館の数は圧倒的に多く、本館二〇九、分館一、六〇九を数える(昭和五五、五、一現在)。

国宝の数は六、重要文化財一二五、県指定の有形文化財は一〇四となつている(昭和五五、五、一現在)。

次に、昭和五五年度の県教育委員会所管の当初予算総額は、一、二八八億九、三二五万六、〇〇〇円である(前年度当初予算額の二一・七%増)。県一般会計予算の二九・二%に当たる。県教委予算中、人件費は一、〇九三億七、六九〇万三、〇〇〇円、その八四%に当たる。また、私学振興予算は、昭和五五年度当初予算に総計二億二、九八八万三、〇〇〇円が計上されている。

(2) 主要な教育施策
(新指導要領の周知徹底)
小・中・高等学校の学習指導要領の改訂に伴う教育課程の改善については、県が独自の指導書を作成し、各学校が地域に根ざした教育課程を編成するための指導助言を行っている。さらに、各学校が県の指導書に基いて独自の望ましい教育課程を編成するため、県教委が研究会などを設置し、その趣旨の周知徹底を図っている。

なお、長野県教委では指導要領の大きな改訂が

六、調査の概要

(一) 県勢、教育事情及び要望事項

県知事職務代理者(副知事)、教育長等から次のような説明及び要望が行われた。

あるたびに、県独自の指導書を作成するのを例としており、今回の場合も県教委の指導主事と現場の教師が集り、約一カ年にわたる研究討議を経て作成した旨の説明があった。

また、「ゆとりのあるしかも充実した」学校生活という理念と授業の単位時間を四〇分から四五分に延ばすこととの関係については、従来は一単位時間が教師の講義だけで終ってしまう傾向もなしとなかったが、今後は教科内容を精選し、かつ、児童・生徒に自分の力で調査、観察し、学習方法を身につけさせるだけの時間的余裕が持てる。このようにして、ゆとりある、しかも充実した学習を進めることができると考えている。そして、いわゆる「学校裁量の時間」については、これを地域の特色を生かした生産学習等に充てることとする。このような考え方で県教委の指導書を作ったという説明があった。

（特殊教育における交流教育の重視）

本県では義務制発足に当たり、交流教育を特殊教育における重要施策としてとり上げ、全県一斉にこれを推進した。現在、交流教育提携校は八〇校に上る。交流教育は人間教育であり、福祉の問題に目を開く好機であるとして県民にも好評であり、今後とも拡大に努力したいとのことである。

なお、県立特殊教育諸学校の数は、盲学校二、ろう学校二、養護学校七であり、その他国立養護学校が一つある。以上十二校における児童・生徒総数は、一、六六六名である。

また、本県では、地域の広さと地形の関係上、特殊教育諸学校には寄宿生が多い。そこで寄宿生の帰宅には、特殊教育就学費を県単事業として加算している。また、養護学校に分室が多いのも特徴の一つだが、これら分室が児童福祉施設内に置かれていたのが、今後解決すべき課題となっている。

精神関係の養護学校では、重度の児童・生徒の占める割合が、四〇％を越え、病弱関係でも重症心身障害児の割合は、六五％に達している。未就学児は今年度二一名であり、生命維持のため、生

活規制や医療に専念する必要がある子供たちである。

（高校施設整備）

本県の県立高校八五校の校舎保有面積合計は、約五七万五、〇〇〇㎡であり、そのうち木造校舎の占める比率は二五・二％と高い。また、この木造校舎の一八％（全体の四・六五％）は耐力度四、五〇〇点以下の危険校舎である。

県教委としては、昭和五十四年度を初年度とする高校整備五カ年計画を策定し、危険校舎の解消等のため、校舎の増改築、体育館、プールの建設等を進めている。特に、農山村部高校の充実を図っている。

（非行防止対策）

高校生の非行は減少傾向にあるが、小・中学生の非行が増加している。県教委は「児童・生徒非行防止大綱」を定め、非行防止対策委員会を設置し、関係機関に「児童・生徒の非行防止の徹底について」指示を行った。なお、各学校に対し、非行防止対策委員会の設置を要請し、非行の指導事例集を作って学校現場の参考に資している。

また、暴走族追放県民会議を設置し、県民総ぐるみで総合的な対策を推進している。

なお、長野市の私立篠ノ井旭高校——九月九日の新聞で生徒二八名の傷害、盗みなどの容疑による書類送検が報道された——について、この高校は、非行などで他の高校を退校になった生徒を積極的に受入れ、問題を起した生徒には教師がマン・ツー・マンで登校謹慎という独特の罰を課する等ユニークな人間教育を行っており、これまでは、むしろ問題の少ない学校だった。今後とも校長等の熱意を評価し、見守って行きたいとの説明があった。

（芸術文化の振興）

県民の芸術文化の創作活動、地域の特色ある郷土芸能・文芸などの発表の場と鑑賞の機会を提供するため、本年度から「県民芸術祭」を県下各地で開催している。また、県立信濃美術館の所蔵品充実のため、昨年度から美術品取得基金制度を設

け、本県にゆかりのある作品を主体に収集している。地域住民が主体性をもって行う創造的文化活動を援助するため、「創造の森」、「創造館」を建設した。この「創造館」は、郷土芸能、音楽、演劇等の各種施設とピアノ、陶芸窯等を備えた新しい施設である。また、長野市の県民文化会館は、本年十月着工の予定である。

（体育・スポーツの振興）

県民皆スポーツの推進のため、昭和五十四年四月、体育・スポーツ指導者等の研修・研究機関として、松本市に「県立体育センター」を設置した。また、市町村に対し、県からスポーツ主事の派遣を実施している。スポーツクラブ、スポーツ少年団への助成、スポーツ選手の巡回指導、だれでも参加できる「県民運動競技大会」、「世界一周走り運動」等も行っている。

大町市の山岳総合センターでは、山岳に関する研究、調査ならびに健全な登山に関する教育事業等を実施している。

（同和教育の推進）

本県は同和地区が散在型であるため、同和教育の推進に困難がともなっている。そのため、同和教育推進教員を五三名配置し、県同和教育基本方針にしたがい、その推進に努めている。

（私学の振興）

本県の私学は、それぞれ特色ある教育を目指して努力しており、県としても従来からその振興に力を入れており、県としてもあるが、高等学校においては、昭和五六・五七年のいわゆる「ひのえうま」による生徒数の激減が当面の課題となっている。

なお、これに関して教育長から、長野県における高校生生徒数の公私比率は、およそ八五対一五を保ってきたこと、私立高校の「ひのえうま」対策については、かつて昭和三七・四〇年の急増期において、私立高校にかなりの生徒数の収容を願って切り抜けた経緯もあり、今度の減少期には、募集定員をきめる段階で十分に調整を行う等により、両々相まって難局を乗り越えて行きたいとの発言があった。

3 要望事項

県勢発展五カ年計画を進めるうえで、特に左の事項につきお願いしたい旨要望があった。

- (1) 義務教育施設の整備を促進するため、次の措置を講じられたい。
 - ・国庫補助事業量の拡充並びに負担率の改善を図ること。
 - ・国庫補助基準の改善及び耐力度点数緩和措置の恒久化を図ること。
- (2) 養護学校教育においては、次の措置を講じられたい。
 - ・就学指導体制の確立を図るため、特別な財政措置を講ずること。
 - ・児童・生徒に対する就学奨励関係経費の充実を図ること。
 - ・訪問教育体制の整備を図ること。
 - ・養護学校施設・設備の改善を図ること。
- (3) 公立高等学校新増設建物整備費補助事業の継続と増額及び補助対象条件の緩和を図られたい。
- (4) 昭和五七年度は、高等学校入学対象者が激減するため、教員定数の確保について特別な配慮をされたい。
- (5) 生涯教育を進めるうえで指導者の充実確保が急務であるため、派遣社会教育主事を増員されたい。
- (6) 社会教育施設整備費補助金の増額を図るとともに、公民館分館及び類似施設も補助対象にされたい。
- (7) 地方文化施設整備補助金の補助額の引き上げ及び補助基準の緩和を図られたい。
- (8) 地方公共団体が優れた美術品を広く住民に鑑賞させるため購入する美術品については譲渡所得を非課税にされたい。
- (9) 文化庁が実施している移動芸術祭、青少年芸術劇場及び子ども芸術劇場等の公演は、地方の芸術文化の振興にとって非常に有意義であり、かつ好評であるので、公演種目回数を増加されたい。

(1) 学校給食施設設備を整備充実するため、国庫補助金の大幅な増額、補助基準の改善を図られた。

(2) 体育施設の整備充実を図るため、国庫補助単価を引き上げられた。

(3) 私立学校教育の振興を図るため、私立高等学校等の経費に対する助成費補助金をさらに増額されるとともに、現行の補助制度を定率的な制度に改められた。

(二) 県立長野西高等学校

本校は、明治二十九年長野町立長野高等女学校として開校された。全国で第一四番目に設置された旧制高女であった。卒業生数は約二万五、〇〇〇名。同窓会の名を「同協会」という。

全日制課程、定時制課程(夜)及び通信制課程(いずれも普通科)を有し、校長の他各課程に教頭をおいている。

なお、旧制高女時代は附属幼稚園を持っていたが、現在は、社団法人「同協会」経営の私立幼稚園(園児数七三名)となっている。

生徒数は、全日制一、一四七名定時制三三名、通信制一、七〇七名(昭和五五、五、一現在)。定時制と通信制には男子生徒がいる。

全日制生徒の大半は進学希望である。

通信制では週のうち六日在宅学習、日曜日から月曜日に登校してスクーリングを受ける。今年度生徒の最高年齢者は、男七〇才、女五八才で、平均年齢は三〇才である。なお、長野県で通信制課程を有する高校は二つであり、本校が東北信を、松本市にある筑摩高校が中南信をそれぞれ分担するがたちになっている。

校舎の現況であるが、旧講堂(現在小体育館)及び第三校舎は、明治三五年の建築で老朽が著しい。第一、第二校舎は、昭和十四年の火災後再建されたものであるが、これまた四〇年の歳月を経た老朽木造校舎である。

本校の改築計画は、これら木造の危険校舎のみならず、鉄筋造鉄骨造の部分をも整備の対象とし、五階建と、高層化して校地面積の有効利用を

図ろうとするものである。なお本校は現在長野県に残っている四つの女子高校の一つであるが整備後は、男女共学することになっており、柔剣場の設置も計画のなかに入っている。工事の完成は昭和五九年一月であり、総事業費は、一六億六、四〇〇万円の予定である。

現在第一期工事が進行中で杭打ちが終り、校舎の本体工事に入るところであった。

なお、現在幼児を連れてスクーリングに来る母親のために校内に託児室を設けているが、今回の整備計画でも同様の配慮を行っているとの説明があった。

校内を視察したところ、階段の手すりの欄干や教室のドアなどが長い歳月にわたり生徒の袴のひだに触れ続けて磨滅し、木目が浮き出ている部分があるのを見た。この部分は、本校の歴史を刻んだ貴重なものとして改築後も保存していきたいとのことであった。

(三) 長野養護学校

長野養護学校は、昭和三六年九月一日長野県で最初の精神薄弱関係の養護学校として開校された。なお、長野市内につくし学園分室がある。高等部は長野市内に信州大学附属養護学校が置かれている関係で現在は設置していない。

児童・生徒の状況であるが、重度がおよそ五七名、中度が一九名いる。主障害別でいうとダウン氏症候群が約三〇名、てんかん二〇名、自閉的傾向約二〇名、単純精神約二〇名とのことである。訪問学級の児童・生徒はほとんどが脳性小児麻痺であり、指導内容も機能訓練を加味したものとなっている。

教職員組織は校長、教頭二名のほか、定員六六名と産休代替三名を加え現在六九名である。

本校では、たとえ重度の児童でも「意欲と喜びをもって社会に生きぬく子どもに育てる」ことを教育目標にしている。具体的には、体育を重視して、たくましさや根気強さを身につけさせるよう努力している。

生活自立教育のために、できれば全部の児童を

寄宿舎に収容したいのだが、通学させたいとの希望が強い。そこで県が交通費の補助を行っている。卒業後の動向であるが、昭和四〇年頃までは、本校の卒業生は大部分が職を得て社会参加を果たしてきた。

義務化以来、重度の児が多くなり、現在は、約二割が就職するだけで、その他は他校の高等部に進学するか、施設に入っている。

なお、今後の特殊教育の大きな問題は、義務化に伴い、入口は広がったわけだが、出口の方の道が開けていない点である。高等部を卒業すれば、即社会参加が可能になるという性質のものではないので、むしろ中等部で若干の授産的な訓練を行って一日も早く自立する能力を身につけさせることも大切ではないか。そして児童の進路を見定める一つの時期は義務教育終了時と考えられるという意見が県教委側から述べられた。

また、校長からは、寮母について特に二〇名県単で措置されているわけだが、なおその増員が必要であること、卒業生が就職しても慰め合う仲間がそばにいないと定着し難い傾向があるので、生活指導員の下で共同生活をする通動寮の制度を拡充してほしいという要望があった。

(四) 県立長野図書館

県立長野図書館は、昭和四年長野市長門町に創設されたが、施設が老朽化し、かつ手狭になった。また、生涯教育の充実発展という時代の要請に応える意味からも、県立図書館の施設の充実、そのための全面改築が望まれた。

そこで、昭和五二年九月、長野市若里の県農業試験場跡地に新県立図書館の建設に着手し、一年八カ月の工期、約一六億円の巨費を投じて昭和五四年八月開館のはこびとなった。

新県立図書館は、敷地面積一萬一、一七八㎡。建物面積は、八、七〇〇㎡で旧図書館の約二・七倍となる。構造は、鉄筋コンクリート地上三階、地下一階、総工事費のうち国庫補助金は一億二、〇〇〇万円である。職員数は、定員二七名と嘱託七名である(昭和五五、五、一現在)。総蔵書数は

二九万七、五一八冊。マイクロフィルム四、四六一リール、映画フィルム一、二六七本を有する(昭和五五、三、三一現在)。

各階の配置であるが、三階は郷土資料室、二階は一般閲覧室、一階は個人貸出室、団体貸出室、親子読書室、視聴覚室等がある。

昭和五四年年度の利用状況は入館者総数三万八、九二〇名で、一日平均一七七名である。図書資料の貸出冊数は約九二万冊であるが、そのうちPTA母親文庫によるものが圧倒的に多い。PTA母親文庫とは、昭和五二年に信州大学附属小学校の母親たちの要請で発足した貸出方式で児童の手を通じて親に貸出図書をお届けするものである。全国的にも珍しい事業として好評を得、現在県下に二〇の配本所を設けて事業を行うまでに発展した。なお、ブックモービルによる貸出しは、長野市立図書館等が行っている。

レファレンス・サービスの昭和五四年年度件数は、四、三四四件で、一日平均一九・七件を処理している。長野県に関する事項についての県外からのレファレンスも多い。これらに対する回答の主なものは、「なんでもきいてみよう」情報サービスの事例」という小冊子にして第一三集まで出している。

利用者は高校生が多いが、最近では高年令者の利用が増えている。

なお、本館の特色ある所蔵品としては、岩下桜園筆の提中納言物語写本、小林一茶自筆の書状、上杉謙信の長尾景景宛出陣要請状等があるとの説明があった。

(五) 県民文化会館建設計画
昨年の知事選挙における西沢知事の公約にしたがい、県立図書館の西側に演劇、クラシック音楽鑑賞等広い機能を持つ施設として、県民文化会館を建設することが決定した。実施設計は、本年八月末にでき上り、一〇月着工し、昭和五七年一〇月に完成の予定である。

建築面積は、九、二七三㎡(延面積二万二、二八三㎡)。地上四階地下一階で、わが国有数の、後

世の人が使えるものというのが基本構想である。
なお、総事業費は、本年六月の見積りでは七二億円であるが、国庫補助金は八、五〇〇万円で増額を願いたいとのことであった。

(六) 藤山美術館

財団法人藤山美術館は、わが国近代彫刻の父、藤山荻原守衛を記念し、その作品（彫刻、絵画、スケッチ）を展示する施設として、昭和三年南安曇郡穂高町に開設された。また、昭和四三年、開館一〇年を記念して附属館を開設し、親友戸張孤雁、柳敬助、中原健二郎等の作品を展示している。

調査班は、館長の説明を受け、当館所蔵の重要文化財「女」（昭和四二年指定）、同「北条虎吉像」（昭和四三年指定）、「文覚」（明治四一年第二回文展出品作）等を鑑賞した。

煉瓦の外装一面に蔦が這った当館の北歐的な教会風建築は、若くしてキリスト教に傾倒した藤山の魂を表現したものととのことであり、扉の内側に「この館は二十九万九千九百九十九の力で生れたたりき……」と刻まれたメダルが取り付けられており、当館の運営が地元穂高中学校、藤山クラブ等多くの人々の浄財と努力によって支えられていることを示していた。なお、途中の大王農場において、昭和五六年から実施予定の穂高中学校校舎の全面改築計画（昭和二七・二八年建築の木造校舎）について穂高町教育長等から陳情を受けた。

(七) 善光寺

善光寺は約一四〇〇年の歴史を持つが、その間数度の火災にあい、戦乱もくり抜けてきた。荘園の關係からかつては天台宗の寺門派に属した時期もあったが、本来は無宗派であり、宗派を問わず多数の参詣者があり、年間五五〇万人ともいわれる。

調査班は、事務局長、法務局長等の案内で山内を一巡し、三門、本堂、金銅阿彌陀如来・両脇侍立像（重要文化財、いわゆる開帳仏）、経蔵等を拝観した後、当山の文化財の保護状況、文化財建造物の保存行政の在り方等について説明及び要望を

聞いた。

1 本堂

国宝の本堂（昭和四〇・五・二九指定）の現在の建物は、第二回目のものといわれ、宝永四年（一七〇七年）に落慶した。高さは約三〇m、建て坪は一、七六六坪である。入母屋造りで横櫓の内陣と縦長の礼堂がT字型になっているところから撞木造りと称される。

本堂の防火体制は、火災探知機、煙探知機のはか不燃番を七名つけている。屋根にはドレンチャ―装置をつけ、屋根の各所に取付けてある二六三の蛇口から一分間に二・五トンの放水がなされる仕組みになっていたが、昭和二八年に取付けたもののので老朽化し作動しない。現在、本堂の周囲に総事業費二、三〇〇万円（国庫補助金一、一五〇万円）で消火設備を行っており今年中に完成の予定である。

2 三門

重要文化財である三門（昭和四〇・五・二九指定）は、寛延三年に落慶した。二層の入母屋造りで高さは二〇m、屋根は本堂と同じく檜皮ぶきである。昭和四七・四八年度に総事業費二、四三万四千円（国庫補助金一、二二万七千円）で屋根のふき替えを行った。

3 経蔵

経蔵も重要文化財（昭和四〇・五・二九指定）であり、落慶は宝暦九年（一七五九年）である。四つ棟の宝形造りで、内部に鉄版版の一切経を納めた輪蔵がある。昭和五二年度に総事業費二、〇五〇円（国庫補助金一、〇二五万円）で屋根のふき替えを行った。

なお、現在、本堂の屋根のふき替えを計画中だが、善光寺の場合、従来国庫補助額が、事業費の半額なので一般の補助事業並みに引き上げてほしいとの要望があった。

文化財建造物の検皮ぶき屋根のふき替え計画は文化庁としても限られた年間生産量の枠のなかで進めて行かざるを得ないのが実情で、検皮職人の養成制度の拡充とともに今後検皮の生産確保に努

める必要がある。

(八) 松代藩文武学校、真田宝物館及び旧・新御殿

長野市松代町は、江戸時代信州で最大の藩であった真田家十萬石の松代藩の所在地であり、民政家恩田木工民親、洋学者佐久間象山等を生み出した。藩主にも、象山等を登用し、特例として老中になり、幕政に参画した第八代幸貫（松平定信次男）を出した。このような歴史の重みを持つ土地柄から文化遺産も多く、真田信重霊屋、真田信之霊屋等の重要文化財も所在する。今日の調査では、その一部について、真田宝物館長等の案内と説明を受けた。

1 松代藩文武学校

第八代藩主幸貫が、佐久間象山等の献策を容れ、儒学のみならず、蘭学、西洋砲術等西欧の学術を積極的に取り入れるために建設に着手し、第九代藩主幸教が先代の志を引き継いで嘉永六年完成させた。開校式は安政二年（一八五五年）に行われた。

文学所、教室二棟（東房、西房という）、剣術所、柔術所、文庫蔵等があった。明治に入り、兵制士官学校を併設し、明治四年に閉校となるまで多くの人材を養成した。

昭和二八年三月三十一日国の史跡に指定された。敷地面積は、三、〇八九坪（九三三四坪）、建物面積は、一、五〇五坪（四五五坪）である。なお、昭和四八・五三年度総事業費一億三、六六四万五、〇〇〇円（国庫補助金六、八三三万二、〇〇〇円）で保存修理、環境整備を実施した。また、昭和五三・五四年度総事業費八〇〇万円（国庫補助金四〇〇万円）で防災施設設置を行った。

2 真田宝物館

真田宝物館は、第一二代幸治氏が昭和四一年五月松代町に寄付され、同年一〇月松代町の長野市合併に伴い長野市の所有となった。真田家重代の文化財を展示している施設である。収蔵品の主なものは、重要文化財である伝真田信綱はい（佩）刀、鼎宝真田家文書その他甲冑、武器、調度品等二、五〇〇余点である。建物は二階建て、延面積

が一、五二九坪である。なお、長野市は、昭和四四年度市費七八〇万円をもって元小学校校舎を改造して旧館を作り、昭和五二年度市費二億三、三四一萬三、〇〇〇円をもって新館を建設した。

3 旧・新御殿

文久二年（一八六七年）参勤交替の制度が緩められたとき、第九代幸教が、当時江戸の藩邸に在った父幸良夫人貞子の帰国後の住居にあてため新築した屋敷である。敷地面積は七、九七三坪（二、四一一坪）、建物面積は八五八坪（二五九坪）、部屋数が五三ある。庭園は京風で心字池があり、旧大名屋敷の面影を残す全国でも数少ないものといわれる。

なお、館長から、文化財保護審議会が、昭和五三年三月二四日「松代城跡付新御殿跡」を国の史蹟に指定すべきものと答申しているが、まだ告示に至っていないこと、長野市で松代城修復の計画があること等の説明があった。

(九) 松本城

松本城は、天正一八年（一五九〇年）小笠原氏の後に八万石で封ぜられた石川数正とその子康長の二代にわたって築造され、完成は慶長二年（一五九七年）頃といわれている。

調査班は、松本市教育委員長等の説明を受け、国宝松本城天守（指定昭和二七・三・二九）を見学した。

松本城天守は、大天守（五重六階）を中心にこれに乾小天守（三重四階）を渡櫓で連結し、更にその反対側に辰巳附櫓（二重二階）と月見櫓（二重地下一階）をつなぐという特異な複合構造を持つ。

これら建物全部の床面積合計は、四五五・八坪、延床面積は、一、四五七・八坪である。なお、大天守の高さは二九・四mである。石垣は、安山岩の野ヅラ積みで勾配がゆるく、直線的である。また、最上重を除いて窓がほとんどなく矢狭間だけが並んでいる。また、石垣をよじ登ってくる敵に対する防禦装置として石落しを設けてある等、この城が江戸初期の実戦向きの城

としての特徴を示していることであつた。

なお、昭和四一年度に事業費三九〇万円（国庫補助金三三三万円）で外壁の（漆）塗り替えを実施した。

また、本丸と二の丸の大部分、総堀の一部が史跡「松本城」として昭和五年一月一九日に指定されており、昭和五四年から環境整備事業が実施されている。事業費は、昭和五四年一、〇〇〇万円（国庫補助金五〇〇万円、県費補助金一五〇万円）、昭和五五年一、〇〇〇万円（国庫補助金一、〇〇〇万円、県費補助金三〇〇万円）であり、昭和五六年度も事業継続を予定している。

日本民俗資料館

財団法人日本民俗資料館は、昭和四年四月一日、松本城二の丸跡地の松本市中央公園に設立された。また昭和四二年一月には新館がつくられた。地上二階地下一階、建物延面積は、三、二六五・七坪である。

当館は、民俗、山岳、考古、歴史、美術の五部門を持つ総合博物館である。主たる収蔵品には、重要文化財孔雀文簪（鎌倉期）、重要民俗資料七人形コレクション、同民間信仰資料コレクション、同農耕器具コレクション等がある。

調査班は、館長の案内で、特に「本田時計コレクション」を見学した。これは諏訪市在住の本田親蔵氏が、一六世紀から二〇世紀初期までの世界の時計二六〇余点を収集されたものを、昭和四九年松本市に寄付されたものである。

信州大学

本学は、人文、教育、経済、理、工、農、繊維の八学部と教養部、それから医学研究科（博士課程）、理、工、農、繊維学研究科（修士課程）を持つ大学院、人文、教育学専攻科及び医療技術短期大学部等から成る総合大学である。附属施設としては、理学部の諏訪臨湖実験所、教育学部の志賀自然教育研究施設、教育学部センター、農学部の高冷地農業実験施設、繊維学部の高分子工業研究施設が特徴的なものである。

職員数は、二、二二〇名。そのうち教授、助手

が八三九名、教諭二二四名である。学生数は、学部六、八八六名、大学院二一九名、専攻科一名、医療技術短期大学部三八一名である。なお教育学部附属の児童・生徒数は、小学校一、二二七名、中学校一、一三三名、養護学校三二名、幼稚園一四三名である（昭和五五、五、一現在）。

調査班は大学本部において学長及び各部長から次のような説明を受けた。

1 大学の現況及び問題点

本学は俗にいうタコ足大学の典型的なもので各学部が県下各地域に散在している。すなわち、松本市には人文、経済、理、医学部、教養部等があり、長野市西長野に教育学部、同若里に工学部がある。また上田市に繊維学部、伊那に農学部といった状況で各学部間の連絡に問題がある。

各学部の敷地面積は農学部のほかはいずれも手狭である。特に、大学本部のある松本市旭地区は二五万五一四坪のキャンパスに各学部、附属病院等で超過密状態になっている。そこで南側の県営業試験場松本支所の跡地と北側の長野県総合運動場の一部を移管してもらうよう話を進めている。

2 昭和五六年大学入学者選抜方法

第二次試験について学力検査を課するのは、教育学部の一部と人文、理、工、農学部である。

実技検査を課するのは、教育学部の一部だけである。また、面接は農学部のみが行う。小論文を課するのは、教育学部の一部と人文、経済、医、農（農芸化学を除く）及び繊維学部である。

推せん入学は、農、繊維の二学部の一部が行う。二段階選抜は、経済、医学部が行う。第二次募集はすべて行わない。

3 その他

以上のほか、質疑に対し次のような説明があった。

(1) 本学は共通一次試験実施以来地元からの志望率が高くなった。昭和五五年度入学者の出身県別分布は、長野六六三名（二九・七％）、愛知二四六名（一四・五％）、東京七八名（四・九％）等である。

(2) 企業等からの委託研究は、各学部とも多いが、県の機関を通して行う仕組みになっている。企業から研究生を受入れている技術者再教育は、工学部、繊維学部ではかなりの歴史を持っている。繊維学部では、岡谷、長野、上田で夜間クラスを開講している。

(3) 広くかつ交通不便な長野県の、二〇七万の人口を信大附属病院がカバーすることには、東京所在の大病院では考えられない困難が伴う。専門化ができないし、患者の重症度が格段に高い。需要の実態に比べてベッド数が少ないので整形外科で三カ月、脳外科で二カ月、形成外科で一年の入院待ちという状態である。ICUも二ベッドしかないので普通は七日いなければならぬのに三日ぐらいで出てもらうということになる。大都市にある旧帝大よりも一県医科大学の附属病院の方が、医者、看護婦、ベッドの数を配慮してもらわれないと県民の需要に応えられない。

本県には脳卒中、虚血性心疾患などいわゆる心脈管系統の病気が多い。また、地方の道路がよくなり、車の保有台数が増えたため、交通事故による一〇・二〇代の入院患者が激増している。これらの患者の社会復帰のための理学療法士などのリハビリテーション要員が少ない（現員四名）。

地方では老人夫婦の核家族が増えており、双方とも病気をもっているのに、一人が入院するともう一人はお手上げになる。付添いの問題の解決は、地方では特に急務になっている。

(4) 教育学部の小学校教員養成課程の卒業生は、県内にその八〇％前後が就職する。県外就職者を加えると就職率は九〇％を超える状況である。なお、昭和五五年度の県小・中・養護学校教員採用者六〇二名のうち信大教育学部出身者は二二三名である（この他に信大の他学部出身者も一〇名ほどいる）。

他府県では、附属の教員になると公立学校に転出できないために校長になれないケースを生じるが、長野県では、県教委が、附属小・中学校の人事（校長を除き）も統一して行っており、信大附属の教員になっても三、四年で転出させ、行き止りにならないようにしている。

本県では教育実習の期間を六週間としている。かつて八週間行っていた時期があり、トランプが生じたが、現在はなくなった。

学生の課外活動では本学は山岳部が著名で昨年もヒマラヤの未踏の山を二つ征服した。医学部に南極越冬隊の訓練にも使われた人工気象室があり、山岳部はこれで低気圧条件に対する適応訓練を行っている。

4 要望事項

右の説明中に述べられた事項の他、薬学部、工学部建設工学科、心臓・血管病研究センター等の新設、大学院博士課程の増設、附属病院における救急医療体制の整備、人文・社会科学系の学生一人当たり積算校費及び非実験の教育の研究費の大幅増額等の要望があった。

十月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、金沢大学教育学部に養護教諭養成課程（四年制）新設に関する請願（第一八八号）

一、幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願（第五九号）（第七三三号）

第一八八号 昭和五十五年九月三十日受理
金沢大学教育学部に養護教諭養成課程（四年制）新設に関する請願

請願者 石川県鳳至郡能都町宇出津 板井 勉 外六十九名

紹介議員 粕谷 照美君

発育途上にある児童生徒の教育を行う学校においては養護教諭の配置は急を要するところである。しかしながら北陸三県下における国立大学では四年制の養成課程をもつ大学はなく金沢大学において暫定措置的な別科一年課程の附設だけにとどま

つてゐる。この課程も、通算すれば四年間の学業を終えながらも大学（四年制）における一貫した教育課程を終えたものでないため卒業生の身分、待遇などが不明確であり、このことが優秀な人材の確保を困難にしている。よつて、北陸三県において優秀な養護教諭の人材確保を容易にし、学校教育の充実発展を図るため、金沢大学に養護教諭養成課程を早期に新設されたい。

第五九号 昭和五十五年十月二日受理

幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 東京都保谷市東伏見五ノ一〇ノ二

和泉早苗外百九十八名

紹介議員 村沢 牧君

すべての子どもたちの生活と権利が守られるよう、教育予算を大幅に増額するとともに、次の事項について実現を図られたい。

一、希望するすべての子どもが入れるよう幼稚園を増設すること。

二、教育内容の充実を図るために学級集団規模を縮小し、教職員の増配置を行い、賃金引上げなどを行うこと。

三、私立幼稚園への経費補助の増額、就園奨励費の増額と対象の拡大を行い、私立幼稚園の父母負担軽減を図ること。

四、無認可の幼稚園、幼児教室の児童にも認可幼稚園並みの助成を行うこと。

理由

大企業の「減量経営」や中小企業の倒産などで起る失業者の増大と雇用不安、野菜の高値や灯油値上げ、公共料金引上げなどによる物価高、賃上げ抑制や所得税減税見送りによる実質賃金の低下など、どれをとつても国民生活に大きな打撃を与えるものばかりである。なかでも、それらは婦人と子どもに多大な影響をもたらしている。生活苦による親子心中・一家離散、引き続き多発する子どもの交通事故、ゆるがせにできない子ども

することのできないものばかりで、国民の教育に対する要求は切実で多様にならざるを得ない現状である。ところが、国の教育予算は極めて不十分であり、国民の要求に見合つたものになつていない。

第七三三号 昭和五十五年十月二日受理

幼稚園の増設と教育内容改善等に関する請願

請願者 東京都目黒区三田二ノ四ノ一五

吉川 秀子外百五十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

十月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案（衆）

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案

（目的）
第一条 この法律は、児童又は生徒が急激に増加し又は増加する見込みのある地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に關し必要な特別の措置を定めることにより、学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

（児童急増地域及び生徒急増地域）
第二条 この法律において「児童急増地域」又は「生徒急増地域」とは、それぞれ第一号又は第二号に掲げる市町村（地方自治法（昭和二十二年

法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が第一号又は第二号に該当しない場合にあつては、当該指定都市の区。以下この条において同じ。）の区域として各年度ごとに文部大臣が指定する区域をいう。

一 昭和五十六年から昭和六十年までのいずれか一年の五月一日における市町村の区域内の児童（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条に規定する学齢児童をいう。以下この号において同じ。）の数が当該日の三年前の日における当該市町村の区域内の児童の数を超過して得た数が三百人以上で、かつ、当該超過して得た数が当該三年前の日に於ける当該市町村の区域内の児童の数を除して得た数値が〇・一五以上、当該超過して得た数が五百人以上で、かつ、当該超過して得た数値が〇・一以上又は当該超過して得た数が千人以上で、かつ、当該超過して得た数値が〇・〇五以上である市町村

二 昭和五十六年から昭和六十年までのいずれか一年の五月一日における市町村の区域内の生徒（学校教育法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。以下この号において同じ。）の数が当該日の三年前の日における当該市町村の区域内の生徒の数を超過して得た数が百五十人以上で、かつ、当該超過して得た数値を当該三年前の日における当該市町村の区域内の生徒の数を除して得た数値が〇・一五以上、当該超過して得た数が二百五十人以上で、かつ、当該超過して得た数値が〇・一以上又は当該超過して得た数が五百人以上で、かつ、当該超過して得た数値が〇・〇五以上である市町村

文部大臣は、児童急増地域又は生徒急増地域を指定したときは、速やかに、その旨を告示しななければならない。
（国の負担又は補助の割合の特例）
第三条 児童急増地域において行われる公立の小学校に係る事業、生徒急増地域において行われ

る公立の中学校に係る事業及び生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校（全日制の課程を置くものに限る。以下同じ。）に係る事業で別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

（国の補助）

第四条 国は、次に掲げる事業に要する経費について、その事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

一 児童急増地域の公立の小学校の施設に供する土地の取得及び造成
二 生徒急増地域の公立の中学校の施設に供する土地の取得及び造成

三 生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校の施設に供する土地の取得及び造成
四 生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校の校舎及び屋内運動場（柔剣道場を含む。）の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）

（児童生徒急増対策事業に係る地方債）

第五条 都道府県又は市町村が前二条に規定する事業（以下「児童生徒急増対策事業」という。）に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、当該都道府県又は市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

（元利償還金の基準財政需要額への算入）

第六条 前条に規定する地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該都道府県又は市町村に

(税制上の優遇措置)

（学校用地の確保）

上の集団的な住宅の建設又は十六ヘクタール以

2 開発事業者は、前項の規定により土地の確保

（学校施設整備事業の立替施行）

2 前項の申出を受けた開発事業者は、当該地方

3 前項の場合において、当該地方公共団体は、

第六節 文教委員會會議錄第一号 昭和五十

附

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項

昭和五十五年度以前の予算に係る国庫負担金

〔失効〕

5 第三条及び第四条の規定は児童生徒急増対策

出ずべきものと爲した国事負担金及び国事補助

(地方交付税法の一部改正)

100

價還金	
-----	--

海 完 單 位 的 集 分 的 基 礎	表 示 上 作
--	------------------

別表(第三条関係)

兄弟(第三卷)圖也

員共計且令、この半分の額の牧草二十四十

本案施行に要する経費

昭和四十四年度以後における私立学校老職員共済組合の三全の預り金に関する法律の一

昭和四十四年度以後における私立学校教職
共済組合からの年金の額の改定に関する法律

の一部を改正する法律

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の八中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 第一項から第五項までの規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第六条の八第一項」とあるのは「第六条の八第七項において読み替えられた同条第一項」と、第三項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第四項中「第六条の八第三項」とあるのは「第六条の八第七項において読み替えられた同条第三項」と、第五項中「第六条の八第一項」とあるのは「第六条の八第七項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項から第五項までの規定に準じて算定した額に改定する。

8 第六項の規定の適用を受ける通算遺族年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、その年金に係る通算遺族年金の額を前項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本学校健康会法案

日本学校健康会法

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 役員及び職員（第七条—第十六条）
- 第三章 運営審議会（第十七条—第十八条）
- 第四章 業務（第十九条—第二十六条）

第五章 財務及び会計（第二十七条—第三十六条）

第六章 監督及び国の補助（第三十七条—第四十条）

第七章 雑則（第四十一条—第四十七条）

第八章 罰則（第四十八条—第五十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 日本学校健康会は、児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、学校安全及び学校給食の普及充実、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の適正円滑な供給等を行い、もつて心身ともに健康な児童、生徒等の育成に資することを目的とする。

（法人格）

第二条 日本学校健康会（以下「健康会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 健康会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 健康会は、文部大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（登記）

第四条 健康会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第五条 健康会でない者は、日本学校健康会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、健康会について準用する。

第二章 役員及び職員

第七条 健康会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 健康会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第八条 理事長は、健康会を代表し、その業務を総理する。

2 理事（非常勤の理事を除く。）は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して健康会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して健康会の業務を掌理する。

4 監事は、健康会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第九条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格事項）

第十一条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員解任）

第十二条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができないうちに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その役員たるに不適しと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

（役員兼職禁止）

第十三条 役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十四条 健康会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が健康会を代表する。

（職員の任命）

第十五条 健康会の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十六条 健康会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

（運営審議会）

第十七条 健康会に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、二十五人以内の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、健康会の業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、健康会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

（委員）

第十八条 委員は、健康会の業務の運営に関係を有する者及び健康会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条及び第十二条第二項の規定は、委員に

ついで準用する。

第四章 業務

(業務)

第十九条 健康会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）及び学校給食（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条に規定する学校給食、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第六十八号）第二条に規定する学校給食をいう。以下同じ。）の普及充実に関すること。

二 義務教育諸学校（小学校、中学校又は特殊教育諸学校（盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。）の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）の管理下における児童又は生徒の災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者をいう。同項に規定する保護者がいない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号に規定する里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）に対し、災害共済給付（医療費、廃疾見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

三 学校給食用物資（学校給食の用に供する食品その他の物資で文部大臣の指定するものをいう。以下同じ。）の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 健康会は、前項第二号の業務のほか、高等学校（特殊教育諸学校の高等部を含む）、高等専門学校又は幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚部を

含む。）の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、当該生徒、学生若しくは幼児の保護者又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒、学生若しくは政令で定める者に対し、災害共済給付を行うことができる。

3 健康会は、文部大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

第二十條 前条第一項第二号の災害共済給付は、義務教育諸学校（第四十一條及び第四十二條を除き、以下「学校」という。）の管理下における児童又は生徒の災害につき、学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒について健康会との間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童又は生徒の災害の範囲については、政令で定める。

3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童又は生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、健康会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができ。

4 健康会は、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

(共済掛金)

第二十一條 第十九條第一項第二号の災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

2 前条第三項の規定により災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にか

かわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもつて同項の共済掛金の額とする。

3 健康会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該契約に係る児童又は生徒の数を乗じて得た額を健康会に対して支払わなければならない。

4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額（第二項の場合にあつては、同項の政令で定める額を控除した額）のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

5 健康会は、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

(学校給食用物資の売渡価格)

第二十二條 健康会は、第十九條第一項第三号の規定により学校給食用物資を売り渡す場合の売渡価格を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の売渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費（以下「供給に要する経費」という。）の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。

(国の補助がある場合の共済掛金の支払及び売渡価格の算定)

第二十三條 健康会が第四十條第三項の規定により補助金の交付を受けた場合において、公立の学校の設置者が第二十一條第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定により公立の学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしていないときは、健康会は、当該

政令で定める額を公立の学校の設置者に返還しなければならない。

2 健康会は、第四十條第二項の規定により学校給食用物資の供給に要する経費について補助を受けた場合には、当該学校給食用物資に係る前条第二項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食用物資の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。

(学校給食用物資の供給に関する制限等)

第二十四條 健康会は、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

2 健康会がその供給に要する経費につき第四十條第二項の規定による補助を受けて供給する学校給食用物資を買い受け、加工し、又は保管する者は、当該学校給食用物資を学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。

(高等学校等の災害共済給付)

第二十五條 第十九條第二項の災害共済給付については、第二十條及び第二十一條の規定を準用する。この場合において、第二十條第一項及び第二十一條第四項中「保護者」とあるのは、「保護者又は生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒若しくは学生」と読み替えるものとする。

(業務方法書)

第二十六條 健康会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十七條 健康会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十八條 健康会は、毎事業年度、事業計画、

予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十九条 健康会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十条 健康会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 健康会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第三十一条 健康会は、災害共済給付に係る経理、免責の特約に係る経理及び学校給食の用に供する物資の供給に係る経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十二条 健康会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 健康会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十三条 健康会は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第三十四条 健康会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 国債又は地方債の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十五条 健康会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十六条 この法律に規定するもののほか、健康会の財務及び会計に必要事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国の補助

(監督)

第三十七条 健康会は、文部大臣が監督する。2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、健康会に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、健康会に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、健康会の事務所若しくは健康会が学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣の同意等)

第三十九条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林水産大臣が協議して定めるものに関し、第二十二條第一項、第二十六條第一項又は第二十八條（事業計画に係る場合に限る。）の規定による認可をするには、農林水産大臣の同意を得なければならない。

2 農林水産大臣は、健康会に対して、第十九條に規定する業務（学校給食に係るものに限る。次項において同じ。）及びこれに係る資産の状況に関し、報告をさせることができる。

3 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、第十九條に規定する業務に関し、文部大臣に対して、第三十七條第二項の規定に基づく監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第四十条 国は、予算の範囲内において、健康会の事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費及び学校給食用物資の供給に要する経費の一部を健康会に対して補助することができる。

3 国は、公立の学校の設置者が第二十一条第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者

で次の各号の一に該当するものから同項に定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、健康会に対して補助することができる。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六條第二項に規定する要保護者
- 二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

第七章 雑則

（学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理）

第四十一条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

(損害賠償との調整)

第四十二条 学校の設置者が国家賠償法（昭和二十二年法律第五十五号）、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づき健康会が災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 健康会は、災害共済給付の給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、災害共済給付を行ったときは、その価額の限度において、当該災害に係る児童、生徒、学生又は幼児が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)

第四十三条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第四十四条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第四十五条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(解散)

第四十六条 健康会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十七条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第十九条第三項、第二十六条第一項、第二十八條又は第三十三條第一項、第二項ただし書若しくは第四項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第二十六条第二項又は第三十六條の規定により文部省令を定めようとするとき。
- 三 第三十条第一項又は第三十五條の規定による承認をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第四十八条 第三十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした健康会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康会の役員は、十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第四条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第三十四條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。
- 五 第三十七條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第五十条 第五条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十条までの規定は、昭和五十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(健康会の設立)

第二条 文部大臣は、健康会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、健康会の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員会を命じて、健康会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、健康会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 健康会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六条 日本学校給食会及び日本学校安全会は、健康会の成立の時に、解散するものとし、それらの一切の権利及び義務は、その時に、健康会が承継する。

2 日本学校給食会及び日本学校安全会の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度は、それらの解散の日以前に終わるものとする。

3 日本学校給食会及び日本学校安全会の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度に係るそれぞ

れの決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により日本学校給食会及び日本学校安全会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

5 第一項の規定により健康会が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

6 第一項の規定により健康会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車等の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7 健康会が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で日本学校給食会又は日本学校安全会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(職員に関する経過措置)

第七条 日本学校安全会の解散の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年四月以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号。以下「昭和五十四年改正法」という。附則第十一条の復帰希望職員となつたもの(以下「健康会関係復帰希望職員」という。に係る同条第二項の規定の適用については、健康会及び健康会関係復帰希望職員は、それぞれ、昭和五十四年改正法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百四十四条の二第一項に規定する公庫等及び公庫等職員とみなす。

2 健康会関係復帰希望職員に係る昭和五十四年改正法附則第十一条第四項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に日本学校健康会という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 健康会の最初の事業年度は、第二十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 健康会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十八条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「健康会の成立後遅滞なく」とする。

(健康会に対する便宜の供与)

第十一条 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれる健康会の従たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所の災害共済給付)

第十二条 健康会は、当分の間、第十九條に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう)の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 前項の災害共済給付については、第二十条及び第二十一条の規定を準用する。

3 第一項の災害共済給付については、第四十二条第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同条第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」とあるのは「附則第十二条第一項に規定する児童」とする。

(日本学校給食会法等の廃止)

第十三条 次の法律は、廃止する。

- 一 日本学校給食会法(昭和三十年法律第四百十八号)
- 二 日本学校安全会法(昭和三十四年法律第九十八号)

(日本学校給食会法等の廃止に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校安全会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校給食会法(第十一条及び第十七条を除く。)又は日本学校安全会法(第十条及び第十七条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 附則第十三条の規定の施行前にした同条の規定による廃止前の日本学校給食会法又は日本学校安全会法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

る。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第十六条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「日本学校安全会法(昭和三十四年法律第九十八号)」を「日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「日本学校安全会、日本学校給食会」を「日本学校健康会」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

日本学校安全会	日本学校安全会法(昭和三十四年法律第九十八号)
日本学校給食会	日本学校給食会法(昭和三十年法律第四十八号)

日本学校健康会

日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)

に改める。

(法人税法の一部改正)

第十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

日本学校安全会	日本学校安全会法(昭和三十四年法律第九十八号)
日本学校給食会	日本学校給食会法(昭和三十年法律第四十八号)

日本学校健康会

日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)

に改める。

(印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表日本学校給食会の項を次のように改める。

日本学校健康会

日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)

昭和五十五年十月二十九日印刷

昭和五十五年十月三十日発行